

平成25年特定サービス産業実態調査

冠婚葬祭業調査票記入注意



政府統計

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成25年7月1日
経済産業省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 調査票の項目で灰色に塗りつぶされている部分がある場合は、その部分に記入する必要はありません。
- ご記入いただきました調査票は、原則として「統計調査員」が回収に伺いますが、郵送により提出をお願いする場合がございます。その場合は、同封の「返信用封筒」を使用して提出してください。なお、ご記入の内容について問い合わせをすることがありますので、「調査票の記載例」の裏面を記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

I. 基本的注意事項

- (1) 記入は黒のボールペンではっきりと、数字は算用数字で記入してください。
- (2) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (3) 割合を記入する場合は必ず整数で記入してください。例えば、6.3%は6%、1.5%は2%と小数点以下を四捨五入してください。なお、合計は100%とします。四捨五入の影響で100%にならない時は、割合の最も大きい区分で調整してください。ただし、調査項目に「***」がある場合は、必ずしも内訳の和が100%にはなりません。
- (4) この調査は、事業所（結婚式場、葬儀場等）単位の調査です。したがって調査票の記載には、「あなたの事業所（結婚式場、葬儀場等）」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所（結婚式場、葬儀場等）分は含めないでください。

II. 調査対象となる事業所

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類の小分類796—冠婚葬祭業に格付けされる事業所（結婚式場、葬儀場等）です。冠婚葬祭業は更に、(1)葬儀業、(2)結婚式場業、(3)冠婚葬祭互助会に区分されます。

具体的には、以下の業務を主たる業務として営む事業所が調査の対象となります。

- (1) 「葬儀業」とは、主として死体埋葬準備、葬儀執行を業務とする事業所（斎場、式場、ホテル等）をいい、葬儀執行のための祭壇等葬具の貸出し、通夜・葬儀式の進行・運営その他に関する便益の提供及びこれに附隨する物品の給付など葬儀に係る一切のサービスを請負うことを業務としている事業所をいいます。

地方公共団体の施設（斎場等）で、地方公共団体が直接管理・運営を行っている施設は調査対象にはなりません。ただし、地方公共団体の施設であっても、管理・運営を委託している場合（「指定管理者制度」利用の施設）には、その業務を受託している事業所（企業）が調査の対象になります。

- (2) 「結婚式場業」とは、主として挙式、披露宴の挙行など婚礼のための施設・サービスを提供する事業所（結婚式場）をいいます。
- (3) 「冠婚葬祭互助会」とは、加入者が毎月一定額の掛け金を前払金として払込むことにより会員となり、冠婚葬祭の儀式に関するサービスを会員に提供する事業所をいい、割賦販売法に規定する前払式特定取引の許可を受けた事業者が該当します。
- ◆ 国や地方公共団体等から施設の運営等を包括的に代行している指定管理者制度（＊）利用の事業所も調査の対象になります。

（＊）「指定管理者制度」とは、国、地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・一般財団法人・一般社団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができます。

- ◆ 独立行政法人等が直接管理・運営を行っている施設は、調査対象となります。

- ◆ ただし、以下の業務を主たる業務として営む事業所は、「冠婚葬祭業」の調査対象とはなりません。

- ① 法事・法要後の食事会等の飲食が目的な場所（飲食店、料理屋など）
- ② 葬儀、法事・法要などの業務の取次・あっせんのみを行っている事業所
- ③ 冠婚葬祭互助会において、互助会員の会員募集のみを行う営業所
- ④ 靈きゅう自動車運送のみを行っている事業所
- ⑤ 納棺のみを行っている事業所
- ⑥ 火葬を業務とする事業所
- ⑦ 生・造花、神・仏具、墓地・墓石、香典返し等の販売・あっせんのみを行っている事業所
- ⑧ 棺、神・仏具、祭壇等葬具の製造・販売のみを行っている事業所
- ⑨ 宗教団体の礼拝の施設
- ⑩ 結婚式場業務を主たる業務としないホテル、レストランなどの事業所
- ⑪ 結婚相談、結婚相手の紹介、婚礼のための相談などを行う事業所
- ⑫ 婚礼のための施設の紹介、あっせんを行う事業所
- ⑬ 地方公共団体の施設（斎場等）で、地方公共団体が直接管理・運営を行っている施設

（参考）「日本標準産業分類」

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。

詳細は総務省のホームページをご覧ください。

<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm>

III. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「I 事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所(結婚式場、葬儀場等)の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所(結婚式場、葬儀場等)の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに（ ）書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「II 事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所(結婚式場、葬儀場等)が実際に事業を行っている場所を記入してください。</p> <p>(3) 「III 本社の所在地」については、あなたの事業所(結婚式場、葬儀場等)が支社、支店及び営業所である場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。したがって、あなたの事業所(結婚式場、葬儀場等)が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「I 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「II 資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(株式会社)</u>又は<u>出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)</u>が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(<u>5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。</u>)。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">1 会 社</td><td style="width: 70%; padding: 5px;">株式会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 会社以外の法人・団体</td><td style="padding: 5px;">公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)などをいいます。 (※)<u>「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したもの</u>をいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる<u>「外資系の会社」</u>は<u>「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3 個人経営</td><td style="padding: 5px;">個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含みます。</td></tr> </table>	1 会 社	株式会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)などをいいます。 (※) <u>「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したもの</u> をいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる <u>「外資系の会社」</u> は <u>「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。</u>	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含みます。
1 会 社	株式会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)などをいいます。 (※) <u>「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したもの</u> をいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる <u>「外資系の会社」</u> は <u>「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。</u>							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含みます。							

番号	調査事項	記入注意						
3	本社・支社別	<p>「I 事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を○で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 単独事業所</td><td>他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所(結婚式場、葬儀場等)をいいます。</td></tr> <tr> <td>2 本 社</td><td>他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所(結婚式場、葬儀場等を含む)があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td></tr> <tr> <td>3 支 社</td><td>他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所(結婚式場、葬儀場等)をいいます。 ※指定管理者の場合は「3 支社」としてください。</td></tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所(結婚式場、葬儀場等)をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所(結婚式場、葬儀場等を含む)があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所(結婚式場、葬儀場等)をいいます。 ※指定管理者の場合は「3 支社」としてください。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所(結婚式場、葬儀場等)をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所(結婚式場、葬儀場等を含む)があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所(結婚式場、葬儀場等)をいいます。 ※指定管理者の場合は「3 支社」としてください。							
4	フランチャイズ	<p>フランチャイズチェーンへの加盟の有無について、加盟している場合は「1」を、加盟していない場合は「2」を○で囲みます。</p> <p>「フランチャイズ」とは、事業者(「フランチャイザー」と呼ぶ)が他の事業者(「フランチャイジー」と呼ぶ)との間に契約を結び、自己の商標、サービスマーク、トレード・ネームその他の営業の象徴となる標識及び経営のノウハウを用いて、同一のイメージのもとに商品の販売その他の事業を行う権利を与え、一方、フランチャイジーはその見返りとして一定の対価を支払い、事業に必要な資金を投下してフランチャイザーの指導及び援助のもとに事業を行う両者の継続的関係をいいます。</p>						
5	年間売上高	<p>(1) 「I 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>事業所の年間売上高については、あなたの事業所が平成24年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u> なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p> <p>② 指定管理者制度により地方公共団体等から施設の運営等を包括的に代行している事業所が記入する場合は、年間売上高には、地方公共団体等からの指定管理料(委託料)も含めて記入してください。</p> <p>③ 当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。</p>						

番号	調査事項	記入注意																
5	年間売上高	<p>④ 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入（いわゆる営業外収入）は含めないでください。ただし、互助会事業での前受金に係る金利収入は、売上高の「冠婚葬祭互助会事業」に含めてください。</p> <p>(2) 「II I の「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別売上高」</p> <p>① 上記(1)の「I」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「冠婚葬祭業務」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。</p> <p>② 「冠婚葬祭業務」の内容については、本記入注意の「II. 調査対象となる事業所」に記載されている業務(1~2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>「冠婚葬祭業務」の年間売上高には、冠婚葬祭業務に関わるあっせんなどの手数料収入を含めてください。</p> <p>③ 「その他業務」には冠婚葬祭以外の事業(業務)の売上高を記入してください。売上高の記入がある場合には、調査票上の矢印に従って「その他業務の内訳」の項目欄に、該当する業務の売上高割合を記入してください。</p> <p>なお、「その他業務の内訳」の項目欄における業務の内容については、下記の産業別区分ごとの業種例示に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業別区分</th><th>業種例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運輸業務</td><td>鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業（こん包業など）</td></tr> <tr> <td>卸売・小売業務</td><td>卸売業（商社、一般卸売店、代理商・仲立業など）、小売業（百貨店・スーパー、専門店などの小売店、製造業小売店など）</td></tr> <tr> <td>不動産業務</td><td>不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業</td></tr> <tr> <td>飲食店・宿泊業務</td><td> <table border="1"> <tr> <td>一般飲食店</td><td>食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の飲食店（ハンバーガー店など）</td></tr> <tr> <td>遊興飲食店</td><td>酒場、ビヤホール、バー、ナイトクラブなど</td></tr> <tr> <td>宿泊業</td><td>旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td></tr> </table> </td></tr> </tbody> </table>	産業別区分	業種例示	運輸業務	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業（こん包業など）	卸売・小売業務	卸売業（商社、一般卸売店、代理商・仲立業など）、小売業（百貨店・スーパー、専門店などの小売店、製造業小売店など）	不動産業務	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業	飲食店・宿泊業務	<table border="1"> <tr> <td>一般飲食店</td><td>食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の飲食店（ハンバーガー店など）</td></tr> <tr> <td>遊興飲食店</td><td>酒場、ビヤホール、バー、ナイトクラブなど</td></tr> <tr> <td>宿泊業</td><td>旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td></tr> </table>	一般飲食店	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の飲食店（ハンバーガー店など）	遊興飲食店	酒場、ビヤホール、バー、ナイトクラブなど	宿泊業	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業
産業別区分	業種例示																	
運輸業務	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業（こん包業など）																	
卸売・小売業務	卸売業（商社、一般卸売店、代理商・仲立業など）、小売業（百貨店・スーパー、専門店などの小売店、製造業小売店など）																	
不動産業務	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業																	
飲食店・宿泊業務	<table border="1"> <tr> <td>一般飲食店</td><td>食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の飲食店（ハンバーガー店など）</td></tr> <tr> <td>遊興飲食店</td><td>酒場、ビヤホール、バー、ナイトクラブなど</td></tr> <tr> <td>宿泊業</td><td>旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td></tr> </table>	一般飲食店	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の飲食店（ハンバーガー店など）	遊興飲食店	酒場、ビヤホール、バー、ナイトクラブなど	宿泊業	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業											
一般飲食店	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の飲食店（ハンバーガー店など）																	
遊興飲食店	酒場、ビヤホール、バー、ナイトクラブなど																	
宿泊業	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																	

番号	調査事項	記入注意																				
5	年間売上高	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">産業別区分</th> <th>業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">サービス業務</td> <td>火葬業、火葬場</td> <td>火葬業、火葬場</td> </tr> <tr> <td>結婚相談業、結婚式場紹介業</td> <td>結婚相談所、結婚式場紹介業</td> </tr> <tr> <td>その他のサービス業務</td> <td>洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、家事サービス業、職業紹介・労働者派遣業、廃棄物処理業、機械修理業、物品貯蔵業など</td> </tr> <tr> <td>その他の業務</td> <td>上記以外の業務(農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)、など)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 「Ⅲ 「冠婚葬祭業務」の業務種類別年間売上高」</p> <p>① 「冠婚葬祭業務」の年間売上高について、矢印に従って該当する業務の欄に、年間売上高の内訳を記入してください。</p> <p>② 業務種類別年間売上高は、次の区分に従って消費税額を含めた金額を記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務区分</th> <th>内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>結婚式場業務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○挙式、披露宴の挙行など婚礼のための施設・サービスを提供する業務等をいい、挙式・介添・室料、飲食料、花、貸衣裳、美容・着付、写真(ビデオ撮影を含む。)、引き出物等の売上高を記入してください。 ○お宮参り、七五三、節句、入学祝い、卒業式、成人式、長寿祝い等を含めます。 </td> </tr> <tr> <td>葬儀業務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○葬儀執行のための祭壇等葬具の貸出し、通夜・葬儀式の進行・運営その他に関する便益の提供及びこれに附随する物品の給付など、葬儀に係る一切のサービス(靈柩運送、生・造花、返礼品、仕出し料理など葬儀施行業務に直接関わる業務)に係る業務をいいます。 ○法事・法要等を含めます。 </td> </tr> <tr> <td>冠婚葬祭互助会事業 (手数料収入及び金利収入)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○手数料収入及び前受金に係る金利収入を記入します。 ○挙式・披露宴に係る年間売上高は「結婚式場業務」に、葬儀一式請負にかかる年間売上高は「葬儀業務」に記入します。 </td> </tr> </tbody> </table>	産業別区分		業種例示	サービス業務	火葬業、火葬場	火葬業、火葬場	結婚相談業、結婚式場紹介業	結婚相談所、結婚式場紹介業	その他のサービス業務	洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、家事サービス業、職業紹介・労働者派遣業、廃棄物処理業、機械修理業、物品貯蔵業など	その他の業務	上記以外の業務(農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)、など)	業務区分	内容例示	結婚式場業務	<ul style="list-style-type: none"> ○挙式、披露宴の挙行など婚礼のための施設・サービスを提供する業務等をいい、挙式・介添・室料、飲食料、花、貸衣裳、美容・着付、写真(ビデオ撮影を含む。)、引き出物等の売上高を記入してください。 ○お宮参り、七五三、節句、入学祝い、卒業式、成人式、長寿祝い等を含めます。 	葬儀業務	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀執行のための祭壇等葬具の貸出し、通夜・葬儀式の進行・運営その他に関する便益の提供及びこれに附随する物品の給付など、葬儀に係る一切のサービス(靈柩運送、生・造花、返礼品、仕出し料理など葬儀施行業務に直接関わる業務)に係る業務をいいます。 ○法事・法要等を含めます。 	冠婚葬祭互助会事業 (手数料収入及び金利収入)	<ul style="list-style-type: none"> ○手数料収入及び前受金に係る金利収入を記入します。 ○挙式・披露宴に係る年間売上高は「結婚式場業務」に、葬儀一式請負にかかる年間売上高は「葬儀業務」に記入します。
産業別区分		業種例示																				
サービス業務	火葬業、火葬場	火葬業、火葬場																				
	結婚相談業、結婚式場紹介業	結婚相談所、結婚式場紹介業																				
	その他のサービス業務	洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、家事サービス業、職業紹介・労働者派遣業、廃棄物処理業、機械修理業、物品貯蔵業など																				
その他の業務	上記以外の業務(農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)、など)																					
業務区分	内容例示																					
結婚式場業務	<ul style="list-style-type: none"> ○挙式、披露宴の挙行など婚礼のための施設・サービスを提供する業務等をいい、挙式・介添・室料、飲食料、花、貸衣裳、美容・着付、写真(ビデオ撮影を含む。)、引き出物等の売上高を記入してください。 ○お宮参り、七五三、節句、入学祝い、卒業式、成人式、長寿祝い等を含めます。 																					
葬儀業務	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀執行のための祭壇等葬具の貸出し、通夜・葬儀式の進行・運営その他に関する便益の提供及びこれに附随する物品の給付など、葬儀に係る一切のサービス(靈柩運送、生・造花、返礼品、仕出し料理など葬儀施行業務に直接関わる業務)に係る業務をいいます。 ○法事・法要等を含めます。 																					
冠婚葬祭互助会事業 (手数料収入及び金利収入)	<ul style="list-style-type: none"> ○手数料収入及び前受金に係る金利収入を記入します。 ○挙式・披露宴に係る年間売上高は「結婚式場業務」に、葬儀一式請負にかかる年間売上高は「葬儀業務」に記入します。 																					

番号	調査事項	記入注意												
5	年間売上高	<p>(4) 「IV 「結婚式場業務」の年間売上高の業務種類別割合」</p> <p>① 上記(3)の「III」欄の「結婚式場業務」について、矢印に従って該当する業務の表に、年間売上高の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない場合は、割合の最も大きい数字の増減で調整してください。</p> <p>② 業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務区分</th><th>内 容 例 示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">挙式・披露宴</td><td>挙式・介添料・室料 ○挙式・披露宴に係る、挙式費用、披露宴会場、控え室等の使用料及び介添料の結婚式場業務の年間売上高に占める割合</td></tr> <tr> <td>飲食料 (サービス料含む) ○挙式・披露宴に係る、料理、飲物代の結婚式場業務の年間売上高に占める割合</td></tr> <tr> <td>花 ○ブーケ、会場装花代の結婚式場業務の年間売上高に占める割合</td></tr> <tr> <td>貸衣装 ○新郎・新婦及び出席者の衣装代(持込み料を含む。)の結婚式場業務の年間売上高に占める割合</td></tr> <tr> <td>美容・着付 ○新郎・新婦及び出席者の化粧代、着付け代の結婚式場業務の年間売上高に占める割合</td></tr> <tr> <td>写真 ○記念写真、スナップ写真、ビデオ撮影代の結婚式場業務の年間売上高に占める割合</td></tr> <tr> <td>引き出物 ○引き出物(持込み料を含む。)の結婚式場業務の年間売上高に占める割合</td></tr> <tr> <td>その他 ○司会、演出、キャンドル、ケーキ、手数料、衣装(着物、ドレス、飾り)の販売等の結婚式場業務の年間売上高に占める割合</td></tr> <tr> <td>その他(◆) ○慶事(お宮参り、七五三、節句、入学祝い、卒業式、成人式、長寿祝い等)の結婚式場業務の年間売上高に占める割合</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) 「V 「葬儀業務」の年間売上高の業務種類別割合」</p> <p>① 上記(3)の「III」欄の「葬儀業務」について、矢印に従って該当する業務の表に、年間売上高の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない場合は、割合の最も大きいところで調整してください。</p>	業務区分	内 容 例 示	挙式・披露宴	挙式・介添料・室料 ○挙式・披露宴に係る、挙式費用、披露宴会場、控え室等の使用料及び介添料の結婚式場業務の年間売上高に占める割合	飲食料 (サービス料含む) ○挙式・披露宴に係る、料理、飲物代の結婚式場業務の年間売上高に占める割合	花 ○ブーケ、会場装花代の結婚式場業務の年間売上高に占める割合	貸衣装 ○新郎・新婦及び出席者の衣装代(持込み料を含む。)の結婚式場業務の年間売上高に占める割合	美容・着付 ○新郎・新婦及び出席者の化粧代、着付け代の結婚式場業務の年間売上高に占める割合	写真 ○記念写真、スナップ写真、ビデオ撮影代の結婚式場業務の年間売上高に占める割合	引き出物 ○引き出物(持込み料を含む。)の結婚式場業務の年間売上高に占める割合	その他 ○司会、演出、キャンドル、ケーキ、手数料、衣装(着物、ドレス、飾り)の販売等の結婚式場業務の年間売上高に占める割合	その他(◆) ○慶事(お宮参り、七五三、節句、入学祝い、卒業式、成人式、長寿祝い等)の結婚式場業務の年間売上高に占める割合
業務区分	内 容 例 示													
挙式・披露宴	挙式・介添料・室料 ○挙式・披露宴に係る、挙式費用、披露宴会場、控え室等の使用料及び介添料の結婚式場業務の年間売上高に占める割合													
	飲食料 (サービス料含む) ○挙式・披露宴に係る、料理、飲物代の結婚式場業務の年間売上高に占める割合													
	花 ○ブーケ、会場装花代の結婚式場業務の年間売上高に占める割合													
	貸衣装 ○新郎・新婦及び出席者の衣装代(持込み料を含む。)の結婚式場業務の年間売上高に占める割合													
	美容・着付 ○新郎・新婦及び出席者の化粧代、着付け代の結婚式場業務の年間売上高に占める割合													
	写真 ○記念写真、スナップ写真、ビデオ撮影代の結婚式場業務の年間売上高に占める割合													
	引き出物 ○引き出物(持込み料を含む。)の結婚式場業務の年間売上高に占める割合													
その他 ○司会、演出、キャンドル、ケーキ、手数料、衣装(着物、ドレス、飾り)の販売等の結婚式場業務の年間売上高に占める割合														
その他(◆) ○慶事(お宮参り、七五三、節句、入学祝い、卒業式、成人式、長寿祝い等)の結婚式場業務の年間売上高に占める割合														

番号	調査事項	記入注意																
5	年間売上高	<p>(つづき)</p> <p>② 業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務区分</th><th>内 容 例 示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>式典進行・設営・葬具</td><td>○棺、式場・祭壇設営、受付記帳用事務用品、遺影写真、司会・進行、式場案内等の葬儀業務の年間売上高に占める割合</td></tr> <tr> <td>会場・室料</td><td>○式場・控室等の会場・室料の葬儀業務の年間売上高に占める割合</td></tr> <tr> <td>飲食料 (サービス料含む)</td><td>○お清め(通夜ぶるまい)、精進落としなどの葬儀業務の年間売上高に占める割合</td></tr> <tr> <td>生花</td><td>○生花の葬儀業務の年間売上高に占める割合</td></tr> <tr> <td>返礼品販売</td><td>○返礼品の葬儀業務の年間売上高に占める割合</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>○貸衣裳、テント、葬儀業務に関わる受取仲介手数料等の葬儀業務の年間売上高に占める割合</td></tr> <tr> <td>その他(◆)</td><td>○法事・法要等の葬儀業務の年間売上高に占める割合</td></tr> </tbody> </table>	業務区分	内 容 例 示	式典進行・設営・葬具	○棺、式場・祭壇設営、受付記帳用事務用品、遺影写真、司会・進行、式場案内等の葬儀業務の年間売上高に占める割合	会場・室料	○式場・控室等の会場・室料の葬儀業務の年間売上高に占める割合	飲食料 (サービス料含む)	○お清め(通夜ぶるまい)、精進落としなどの葬儀業務の年間売上高に占める割合	生花	○生花の葬儀業務の年間売上高に占める割合	返礼品販売	○返礼品の葬儀業務の年間売上高に占める割合	その他	○貸衣裳、テント、葬儀業務に関わる受取仲介手数料等の葬儀業務の年間売上高に占める割合	その他(◆)	○法事・法要等の葬儀業務の年間売上高に占める割合
業務区分	内 容 例 示																	
式典進行・設営・葬具	○棺、式場・祭壇設営、受付記帳用事務用品、遺影写真、司会・進行、式場案内等の葬儀業務の年間売上高に占める割合																	
会場・室料	○式場・控室等の会場・室料の葬儀業務の年間売上高に占める割合																	
飲食料 (サービス料含む)	○お清め(通夜ぶるまい)、精進落としなどの葬儀業務の年間売上高に占める割合																	
生花	○生花の葬儀業務の年間売上高に占める割合																	
返礼品販売	○返礼品の葬儀業務の年間売上高に占める割合																	
その他	○貸衣裳、テント、葬儀業務に関わる受取仲介手数料等の葬儀業務の年間売上高に占める割合																	
その他(◆)	○法事・法要等の葬儀業務の年間売上高に占める割合																	
6	年間取扱件数	<p>(1) 「I 年間挙式・披露宴取扱件数及び冠婚葬祭互助会活用件数」</p> <p>① 年間の挙式・披露宴の取扱件数を、(i)挙式及び披露宴、(ii)挙式のみ、(iii)披露宴のみ、に区分してそれぞれの取扱件数を記入してください。</p> <p>② また、それぞれの取扱件数のうち、「冠婚葬祭互助会」を活用した件数を内数として記入してください。</p> <p>(2) 「II 年間形態別挙式取扱件数」</p> <p>上記(1)の(i)挙式及び披露宴、(ii)挙式のみ、に記入した取扱件数の合計について、以下の「挙式の形態別」に区分してそれぞれの取扱件数を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 神前式 神前において行う結婚式。 ② キリスト教式(教会式) キリスト教会又は結婚式教会において行う結婚式で、牧師が司式し、賛美歌、聖書の朗読、指輪の交換などを行う形態。 ③ 人前式 宗教色のない友人・知人や近親者の前で結婚を誓う形態。 ④ 写式 結婚記念の写真撮影のみを行う形態。 ⑤ その他 仏前式など上記①～④に該当しない形態。 																

番号	調査事項	記入注意						
6	年間取扱件数	<p>(3) 「III 年間披露宴費用規模別取扱件数」 上記(1)の(i)「挙式及び披露宴」及び(iii)「披露宴のみ」に記入した取扱件数の合計について、披露宴1件当たりの費用を「費用規模別」に区分してそれぞれの取扱件数を記入してください。</p> <p>(4) 「IV 年間披露宴単価規模別取扱件数」 上記(1)の(i)「挙式及び披露宴」及び(iii)「披露宴のみ」に記入した取扱件数の合計について、披露宴の出席者1人当たりの費用を「単価規模別」に区分してそれぞれの取扱件数を記入してください。</p> <p>(5) 「V 年間葬儀取扱件数及び冠婚葬祭互助会活用件数」 年間の葬儀取扱件数と、そのうちの冠婚葬祭互助会を活用した件数を内数として記入してください。</p> <p>(6) 「VI 年間葬儀費用規模別取扱件数」 年間の葬儀取扱総件数について、葬儀1件当たりの費用を「費用規模別」に区分してそれぞれの取扱件数を記入してください。</p>						
7	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(1) 「I 事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)」 あなたの事業所の売上原価、販売費及び一般管理費を、下記の表の費用区分に従って、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>① <u>年間営業費用</u>については、<u>あなたの事業所(企業ではありません。)</u>が、平成24年1月1日から12月31日までの1年間に要した費用について記入してください。 なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>② 当該年間営業費用には、営業外費用(支払利息、割引料、為替差損等)は含めないでください。</p> <p>③ 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>④ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">給与支給 総額</td> <td style="padding: 5px;"> ○平成24年1月1日から12月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">広告宣伝費</td> <td style="padding: 5px;"> ○ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープなどの広告宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	費用例示	給与支給 総額	○平成24年1月1日から12月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。	広告宣伝費	○ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープなどの広告宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。
区分	費用例示							
給与支給 総額	○平成24年1月1日から12月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。							
広告宣伝費	○ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープなどの広告宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。							

番号	調査事項	記入注意		
7	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	(つづき)		
		区分	費用例示	
		施設管理費	○建物や会場の改装・修繕費や敷地内補修費などの施設管理に要した費用を記入してください。また、施設管理を業務委託している場合には、「外注費」含めないで「施設管理費」に含めて記入してください。	
		販売手数料	○商品の販売やサービスの提供に際して、代理店や外交員、仲介人等に支払う手数料で、冠婚葬祭互助会に支払う手数料を含めて記入してください。	
		減価償却費	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	
		外注費	○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。	
		賃借料	土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。
			情報通信機器	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバなど）、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。
			機械・装置	○自動車、複写機・プリンタなど、「情報通信機器」以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。
			その他	○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 仕入高（飲食物、食材、花（生花）、引き出物、返礼品等の仕入代金）、支払手数料（ロイヤリティを含む。）、水道光熱費、派遣労務費、旅費、交通費、通信費、消耗品費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、修繕費、福利厚生費、租税公課など。
		※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は15頁を参照してください。		
		<p>(2) 「II 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>① 「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成24年1月1日から12月31日までの1年間に新たに取得した資産（新品、中古品、建物など）の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。なお、当該一年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の固定資産取得額を記入してください。</p> <p>② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p>		

番号	調査事項	記入注意													
7	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>③ 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">有形固定資産</td> <td>機械・設備</td> <td>情報通信機器</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバなど）、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置などの購入に要した金額</td> </tr> <tr> <td>その他の</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など（情報通信機器を除く。）の購入に要した金額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建物・その他の有形固定資産</td> <td>土地</td> <td>○土地購入に要した金額 ○既存の土地を整備することに要した金額</td> </tr> <tr> <td>○建物の購入、改築・改装に要した金額 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した金額 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した金額</td> </tr> <tr> <td>○物的な存在形態を持たない固定資産（法律的権利又は経済的権利）の購入に要した金額 借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td></td> </tr> </table>	有形固定資産	機械・設備	情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバなど）、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置などの購入に要した金額	その他の	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など（情報通信機器を除く。）の購入に要した金額	建物・その他の有形固定資産	土地	○土地購入に要した金額 ○既存の土地を整備することに要した金額	○建物の購入、改築・改装に要した金額 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した金額 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した金額	○物的な存在形態を持たない固定資産（法律的権利又は経済的権利）の購入に要した金額 借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など	無形固定資産	
有形固定資産	機械・設備	情報通信機器		○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバなど）、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置などの購入に要した金額											
	その他の	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など（情報通信機器を除く。）の購入に要した金額													
建物・その他の有形固定資産	土地	○土地購入に要した金額 ○既存の土地を整備することに要した金額													
	○建物の購入、改築・改装に要した金額 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した金額 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した金額														
	○物的な存在形態を持たない固定資産（法律的権利又は経済的権利）の購入に要した金額 借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など														
無形固定資産															
8	従業者数	<p>(1) 従業者数は、<u>平成25年7月1日現在</u>、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「I 事業所の従業者数」</p> <p>事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。</p> <p>① 「個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。 <u>なお、貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。</u>（別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している「個人業主」の人も含まれません。）</p> <p>② 上記①において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>③ 「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>④ 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請（請負業務）の仕事として働いている人をいいます。</p>													

番号	調査事項	記入注意																
8	従業者数	<p>⑤ 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>雇用形態区分</th><th>内容例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<u>常用雇用者欄</u>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3 個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td></tr> <tr> <td>②有給役員</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人 <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td></tr> <tr> <td>常用雇用者</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○<u>平成25年5月、6月</u>にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人 </td></tr> <tr> <td>③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人 </td></tr> <tr> <td>④パート、アルバイトなど</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人（契約社員を含む。） </td></tr> <tr> <td>(就業時間換算雇用者数)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○「④ パート、アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照) </td></tr> <tr> <td>⑤臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人 </td></tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	①個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<ul style="list-style-type: none"> ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<u>常用雇用者欄</u>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3 個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>	②有給役員	<ul style="list-style-type: none"> ○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人 <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>	常用雇用者	<ul style="list-style-type: none"> ○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○<u>平成25年5月、6月</u>にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人 	③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	<ul style="list-style-type: none"> ○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人 	④パート、アルバイトなど	<ul style="list-style-type: none"> ○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人（契約社員を含む。） 	(就業時間換算雇用者数)	<ul style="list-style-type: none"> ○「④ パート、アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照) 	⑤臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	<ul style="list-style-type: none"> ○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人
雇用形態区分	内容例示																	
①個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<ul style="list-style-type: none"> ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<u>常用雇用者欄</u>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3 個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>																	
②有給役員	<ul style="list-style-type: none"> ○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人 <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>																	
常用雇用者	<ul style="list-style-type: none"> ○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○<u>平成25年5月、6月</u>にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人 																	
③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	<ul style="list-style-type: none"> ○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人 																	
④パート、アルバイトなど	<ul style="list-style-type: none"> ○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人（契約社員を含む。） 																	
(就業時間換算雇用者数)	<ul style="list-style-type: none"> ○「④ パート、アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照) 																	
⑤臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	<ul style="list-style-type: none"> ○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人 																	

番号	調査事項	記入注意								
8	従業者数	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>雇用形態区分</th><th>内 容 例 示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 計 (①から⑤の合計)</td><td>○ 「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計（総計欄）</td></tr> <tr> <td>総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人</td><td>○ 「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人</td></tr> <tr> <td>総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td><td>○ 「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td></tr> </tbody> </table> <p>(※)就業時間換算雇用者数記入例</p> <p>例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いて、貴事業所の1週間の所定労働時間が40時間の場合。</p> $\frac{24 \times 4}{40} = 2.4$ <p>となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください（小数点以下四捨五入）。</p> <p>(4) 「II. 冠婚葬祭業務の部門別事業従事者数」</p> <p>① 「冠婚葬祭業務」に携わる事業従事者数（※参照）を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務（例えば、就業時間数の多かった部門）で区分してください。</p> <p>(※)事業従事者数とは、従業者数（「I」欄の総計）から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「冠婚葬祭業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p>② この欄では、「冠婚葬祭業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div style="text-align: center; margin-left: 270px;"> $\left[\begin{array}{l} \text{「I」欄の従業者数総計 (①～⑤の合計)} - \text{「別経営の事業所に派遣している人」} + \text{「別経営の事業所から派遣されている人」} \\ \text{うち、「冠婚葬祭業務」に携わる人数 (事業従事者数)} \end{array} \right]$ </div> <p>③ 部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <p>(注)以下の各部門の「うち、別経営の事業所から派遣されている人」については、「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「冠婚葬祭業務」に従事している人数を内数で、各部門別に記入してください。</p>	雇用形態区分	内 容 例 示	総 計 (①から⑤の合計)	○ 「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計（総計欄）	総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	○ 「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○ 「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
雇用形態区分	内 容 例 示									
総 計 (①から⑤の合計)	○ 「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計（総計欄）									
総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	○ 「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人									
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○ 「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人									

番号	調査事項	記入注意
8	従業者数	(つづき)
部門別区分		
企画・管理部門		内 容 例 示
		<ul style="list-style-type: none"> ○一般に、総務、企画、人事、経理及び予算などの業務に従事する人 ○結婚式プラン等の企画業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。
※うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門別区分についても同じ)		
営業部門		<ul style="list-style-type: none"> ○契約者との連絡・調整等の業務に従事する人
受付部門		<ul style="list-style-type: none"> ○フロント、クローケに従事する人
宴会・会食、サービス部門	ホール担当	<ul style="list-style-type: none"> ○宴会場、会食場の配膳、接客に従事する人
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○カメラマン、フラワーアレンジメント、ヘアメーク、着付け、介添等に従事する人
司会進行		<ul style="list-style-type: none"> ○式の司会・進行に従事する人
調理部門		<ul style="list-style-type: none"> ○宴会、会食のための料理の調理に従事する人
その他		<ul style="list-style-type: none"> ○施設の管理・運営、警備員、運転手など
(3) 「Ⅲ 葬祭ディレクターの数」		
<p>「1級取得者」には、「<u>葬祭ディレクター1級</u>」に認定されている人でその事業所(葬儀場など)で実際に働いている人数を記入してください。</p> <p>厚生労働省が認定する「葬祭ディレクター技能審査」制度により、葬祭ディレクター技能審査協会が試験を実施し、資格を認定する「葬祭ディレクター1級」取得者となります。</p>		

「損益計算書」と「年間営業費用」との関係
『冠婚葬祭業調査票の場合』

損益計算書		特定サービス産業実態調査における 「年間営業費用」項目
自 平成××年×月×日 至 平成××年×月×日		
I 売上高（営業収入）		
II 売上原価（営業原価）		
<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・外注費 ・減価償却費 ・賃借料 ・仕入高（飲食物、食材、花（生花）、引き出物、返礼品等の仕入代金） ・消耗品費 など 		<ul style="list-style-type: none"> 「給与支給総額」 「外注費」 「減価償却費」 「賃借料」 「その他の営業費用」
III 販売費及び一般管理費		
<ul style="list-style-type: none"> ・販売及び一般管理業務に従事する役員・従業員の給料 ・賃金・手当（通勤手当を含む。）・賞与 ・広告宣伝費 ・施設管理費 ・販売手数料 ・減価償却費 ・外注費 ・賃借料（パソコン等の情報通信機器賃借料） ・賃借料（「情報通信機器」、「不動産賃貸料」以外の機械・装置賃借料） ・不動産賃貸料 ・支払手数料（ロイヤリティを含む。） ・水道光熱費 ・旅費 ・交通費 ・通信費 ・消耗品費 ・修繕費 ・福利厚生費 ・租税公課 ・販売及び一般管理部門関係の交際費 など 		<ul style="list-style-type: none"> 「給与支給総額」 「広告宣伝費」 「施設管理費」 「販売手数料」 「減価償却費」 「外注費」 「賃借料」の「情報通信機器」 「賃借料」の「その他」 「賃借料」の「土地・建物」 「その他の営業費用」
営業利益×××		

本調査の「年間営業費用」には、損益計算書の「売上原価」と「販売費及び一般管理費」の両方の金額を消費税額を含めて記入してください。

例えば、「給与支給総額」には、「売上原価」の人件費と「販売費及び一般管理費」の給与手当や役員報酬の合算を記入してください。

また、「外注費」のように「売上原価」と「販売費及び一般管理費」の両方にある勘定項目は合算して記入してください。

【参考資料2】

この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づいて行われている基幹統計調査です。

統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 國際条約又は國際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他國際比較を行う上において特に重要な統計

第二章 公的統計の作成

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（立入検査等）

第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 調査票情報等の保護

（調査票情報等の利用制限）

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第七章 責罰

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

調査票のご記入に際して不明な点等がある場合は、お手数でも下記のコールセンターまでお問い合わせください。

「特定サービス産業実態調査コールセンター」

電話（フリーダイヤル） 0120-055-060

受付時間 9:00～19:00 月曜日～金曜日（祝日を除く）

開設期間 平成25年5月20日（月）～8月30日（金）

リサイクル適性 A

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。